

筑後川遺産登録の流れ

1. 筑後川遺産登録制度について

市内には、永い歴史の中で筑後川の恩恵に育まれた歴史遺産（文化財）が数多く広がっています。この制度は、市内に所在する固有の歴史的背景（ストーリー）で関連付けられた歴史遺産のまとまりを「筑後川遺産」に登録し、地域や行政など多様な担い手が参加して歴史遺産の保存・活用を推進することを目的としています。

筑後川遺産に登録されると、登録証の交付や文化財保護課が発行する「歴史のまち久留米 ストーリーシート」に採用され、情報発信や可能な範囲での人的・技術的支援を受けながら、歴史遺産の保存・活用を進めていくことができます（補助金などの財政的な支援はありません）。

2. 応募期間・方法と提出先

●応募期間 随時

●応募方法 事前に文化財保護課と協議をお願いします。

登録に係る久留米市文化財保存活用地域計画協議会は例年3月頃開催予定です。事前に登録へ向けた協議を行います。協議を踏まえ、必要な書類一式を提出して下さい。

●提出先 市民文化部 文化財保護課（市庁舎12階）へ持参

3. 申請者

●久留米市文化財保存活用地域計画の担い手として記載されている「市民」「地域」「市民団体」「事業者」「関係機関」です。

・「市民」「地域」「事業者」は5名以上の構成員を有し、代表者は18歳以上であること。ただし、未成年者は法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意が必要です。

・名簿及び規約、会則等の組織運営に関する名文の定めを有していること。

・公序良俗に反する活動を行わない団体であること。

4. 登録の流れ

1. 登録候補となる歴史遺産の発見

- ・歴史遺産の調査などにより、筑後川遺産の新たな候補を発見します。

2. 文化財保護課に相談

- ・事前相談をしてください（事前相談がないと受付できません）。
- ・筑後川遺産登録申請書一式に必要な事項を記載し、申請内容をもとに、文化財保護課とともに筑後川遺産保存活用推進プランを作成します。

内容は以下の5つを含むものとします。

- ①広く人々と共有できるストーリーを明文化します
- ②筑後川遺産を構成する歴史遺産を把握する調査を行います
- ③筑後川遺産の課題を示します
- ④筑後川遺産の未来のストーリーを設定し、実現の仕方を示します
- ⑤筑後川遺産の保存・活用を協働して取り組む体制を計画します

※内容によっては、申請を見送ることもあります。

3. 久留米市文化財保存活用地域計画協議会へ諮問します。

- ・例年3月頃に予定されている久留米市文化財保存活用地域計画協議会で登録について審議します。

4. 登録

- ・以下の登録基準に適したものを、市長が登録します。
 - 一 久留米市の歴史文化の特徴を表すストーリーを有すると認められるもの
 - 二 当該遺産の存在及び価値が市民に共有できると認められるもの
 - 三 当該遺産の保存・活用を担う人々との協働した取組が期待できるもの

5. 登録されたら

1. 筑後川遺産登録通知書・登録認定証の交付

・筑後川遺産に登録されたら、筑後川遺産登録通知書と筑後川遺産登録認定証を交付します。

2. 歴史のまち久留米 ストーリーシートの作成

・筑後川遺産の周知のため、歴史のまち久留米 ストーリーシートを作成します。

歴史のまち久留米 ストーリーシートには、筑後川遺産の保存・活用を担う団体等の名称がクレジットとして記載されます。併せて、市のホームページなどにより情報発信を行います。

3. 筑後川遺産保存活用の推進プログラムの作成

・登録した筑後川遺産を保存・活用するための事業化に向けて、筑後川遺産保存活用の推進プログラムを作成し、以下を明記します。

①取組

②取組を行う主体

③期間

④久留米市文化財保存活用地域計画との整合

4. 各種取組の実行

・申請者と市が連携し、筑後川遺産の保存活用推進プログラムに沿って、各種取組を計画的に実行していきます。

5. 取組の評価・見直し

・取組は適宜、評価、見直しを行っていきます。